

群馬県教育DX推進センター運営事業
公募型プロポーザル実施要領

令和6年2月
群馬県 教育委員会

第1章 基本事項

1 事業名

群馬県教育DX推進センター運営事業

2 発注者

群馬県教育長 平田郁美 （担当：教育委員会 総務課）

3 目的

群馬県教育DX推進センター運営事業（以下「本事業」という。）は、教育事務所に教育DX推進リーダー（以下、「リーダー」という。）と、県内の中学校区に教育DX推進アシスタント（以下、「アシスタント」という。）を配置する。リーダーとアシスタントが、公立小中学校を巡回し、直接的支援を通して地域間格差の解消を目指すとともに、Webサイト等の活用により好事例の横展開を通して、県全体で最先端のデジタル教育を目指す。

4 業務内容

仕様書案のとおり。

5 契約期間

契約締結日（令和6年4月1日を予定）から令和7年3月25日まで

6 予算額

84,706,000円 ※令和6年度予算の成立を前提とする。

7 スケジュール

- | | |
|----------|-----------------------|
| (1) 提案募集 | 令和6年2月16日 ～ 令和6年3月15日 |
| ・質問〆切 | 令和6年3月1日 |
| ・提案〆切 | 令和6年3月15日 午後5時 |
| (2) 審査 | 令和6年3月18日 ～ 令和6年3月22日 |
| ・優先交渉者決定 | 令和6年3月22日頃 |
| (3) 契約締結 | 令和6年4月1日 |

第2章 応募資格及び応募方法等

1 応募資格

本実施要領の公告日において、次の条件のすべてを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 群馬県の入札参加制限を受けている期間中の者でないこと。

- (3) 会社法に基づく清算の開始、破産法の規定に基づく破産申し立て、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申し立て、又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされている者（再生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く）でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (6) 本店所在地において国税、都道府県税、市町村税の滞納をしていないこと。

2 応募方法

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記の通り提案書を作成し、提出すること。

(1) 募集期間

令和6年2月16日 ～ 令和6年3月15日 午後5時

(2) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）
- ② 提案書（様式任意）
- ③ 見積書（様式任意）
- ④ 誓約書（様式2）
- ⑤ 課税(免税)事業者届出書（様式3）

群馬県令和5・6年度物件等購入契約資格者名簿に登載されていない者は、以下も提出すること。

- ⑥ 登記事項証明書（3ヶ月以内に発行されたもの）
- ⑦ 直近の決算に係る財務諸表（直近2期分）

(3) 提案書の記載事項

以下の項目に沿い、提案内容を記載すること。

- ① 提案に関する基本的考え方
本事業の実現に向けた姿勢や方針。
- ② 各種業務の実施方針
仕様書の「業務内容」に対応し、業務を実施するにあたっての実施方針。
- ③ 運営体制
仕様書の「主な業務場所等」に対応し、本社、リーダー及びアシスタントの連携がわかるように記載。

- ④ リーダー及びアシスタントの資質
仕様書の「リーダー及びアシスタントの資質等に関することについて」に対応し、保有すべきと考える資格や経験などを記載。
- ⑤ 自主企画案の提案
本事業をより良いものとするため、提案できる内容を記載。
- ⑥ 業務実施スケジュール
 - ・リーダー及びアシスタントの配置開始日、勤務時間帯。
 - ・リーダー及びアシスタントが携わることが想定される業務について、日報（例）・月報（例）等を作成し、実際の業務内容がイメージできるよう記載。
- ⑦ その他
補足事項等。

(4) 提出先

以下宛て、電子メールで提出し、メール送信後、電話にて到着確認をすること。

群馬県教育委員会 総務課 デジタル教育推進係

kisoumuka@pref.gunma.lg.jp

電話:027-897-2936

3 質問の受付及び回答

本事業に関して質問がある者は、下記の通り提出すること。

なお質問及び回答は、原則、県ホームページで公表する。（ただし質問者の具体的提案内容に密接に関わるものを除く）

(1) 受付期間

令和6年2月16日～令和6年3月1日

(2) 提出方法

県ホームページに記載のWebフォームにて提出。

(3) 回答方法

5営業日以内に、県ホームページに掲載。

第3章 審査

以下の要領で審査を行い、最も優れた提案を提出した者を、委託業務の優先交渉者として決定し、委託契約の交渉を行う。

1 審査方法

(1) 審査期間

令和6年3月18日 ～ 令和6年3月22日

(2) 審査方法

書類審査を予定。

(3) 審査項目

- ①業務目的に即した提案内容となっているか。
- ②提案内容に独自性がある等、工夫があるか。
- ④十分な組織体制が整っているか。
- ⑤リーダー及びアシスタントの能力は十分か。
- ⑧見積り金額等、費用算定が適切か。

2 結果連絡

- ・提案者全員に結果を連絡する。(3月22日頃)
- ・優先交渉者名を県ホームページで公表する。

第4章 契約

(1) 契約期間

契約締結日(令和6年4月1日を予定)から令和7年3月25日まで

(2) 契約方法

- ・群馬県財務規則に基づいて、群馬県教育委員会が優先交渉者と契約締結の交渉を行う。なお、優先交渉者決定の効果は、令和6年4月1日に令和6年度予算発効時において効果を生ずる。
- ・契約締結の交渉にあたっては、提案書の内容について調整を行い、必要がある場合には、その内容を変更する場合もある。
- ・契約締結の際は、上記交渉による調整後の仕様書を改めて群馬県から示したうえで見積書を提出する。
- ・上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

第5章 留意事項

- ・ 提案書類提出等にかかる経費は、すべて提案者の負担とする。
- ・ 提出された応募書類は返却しない。
- ・ 提出された応募書類は、審査の必要上、複製を作成する場合がある。
- ・ 提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。
- ・ 提出後に辞退する場合には、速やかに連絡するとともに、その旨書面にて提出する。
- ・ 本実施要領に定めのない事項、又はこの要領の事項について疑義が生じた場合には、必要に応じて関係者と協議の上、群馬県教育長が定めるものとする。